

道路・河川パトロール情報【H31・冬号】

平成31年1月15日発行
福島県宮下土木事務所



道路パトロール 主な点検事項

項目

- 除雪及び消雪状況の確認
- 雪崩区間・吹き溜まり区間の安全確認
- 着雪に伴う倒木・折れ枝の撤去
- 雪庇・つらら等の除去

河川パトロール 主な点検事項

項目

- 護岸や砂防ダムは健全に機能しているか
- 河川区域内に不法占用は無いかな
- 河川区域内で危険な行為は行われていないか

ひとくちメモ

(パトロールで使用する材料や工夫点などを紹介します)

【雪庇(せっぴ)の除去】

積雪により、電光掲示板やトンネル出入口等に雪が付着して「雪庇」が出来てしまいます。そのままにしておくと落雪して通行車両や歩行者に被害が及ぶため、安全に通行できるよう随時撤去を行っています。



作業状況

【河川パトロールにより、河川護岸や水位計局舎を点検しています】



河川パトロール

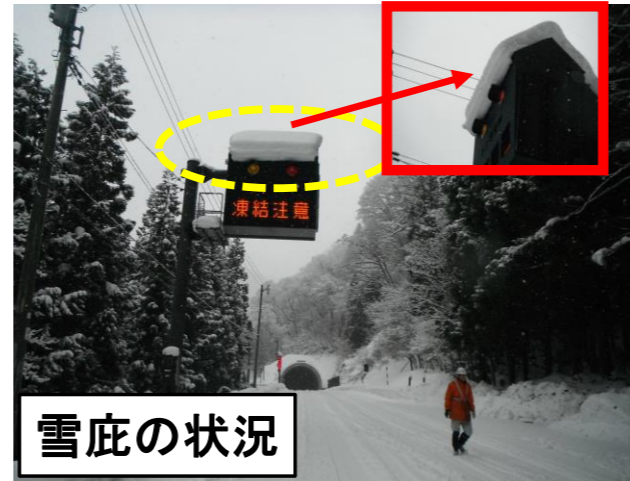


河川パトロール

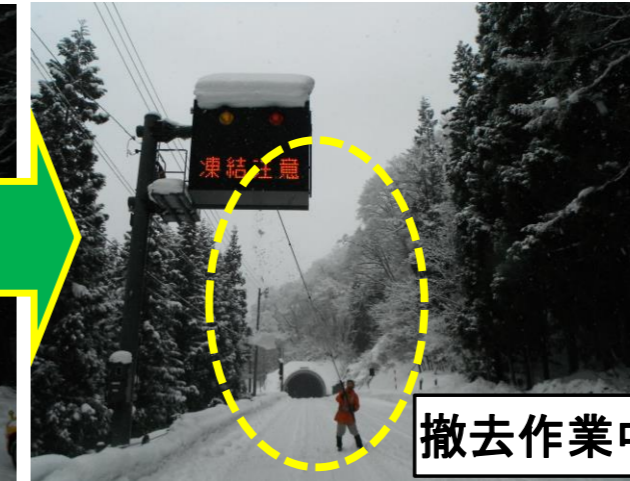


河川パトロール

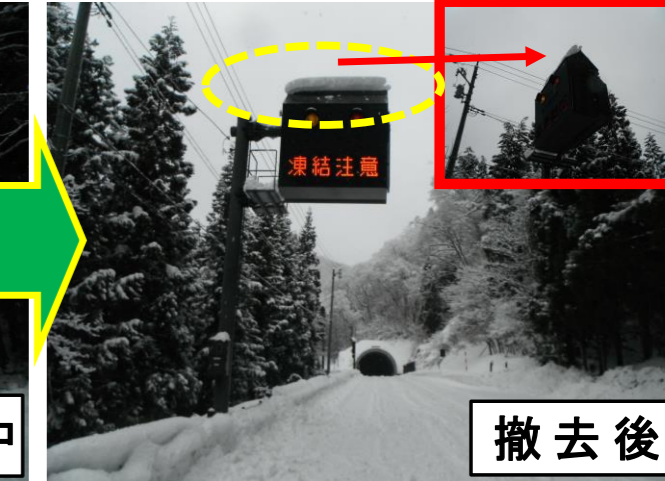
【落雪の恐れがある雪庇(せっぴ)を落としていきます】



雪庇の状況



撤去作業中



撤去後

事務所からのお願い

パトロールは随時行っておりますがパトロール車だけでは発見が遅れる場合があります。

道路の穴ぼこ、雪による雪庇(せっぴ)、倒木などを発見した場合は、お手数ですが宮下土木事務所(電話0241-52-2311)まで連絡をお願いいたします。

また、パトロール車は低速走行で点検する必要があるため、通行中の皆様にご迷惑をおかけすることがありますが、ご理解とご協力をお願いいたします。